

(電子メール施行)
技企第 1346 号
平成 30 年 3 月 23 日

県土整備部関係各課室長 様
各県民局等土木事務所等の長 様

県土整備部長

「土木工事共通仕様書」等の改定について（通知）

「土木工事共通仕様書（平成 29 年 12 月）」「土木工事施工管理基準（平成 29 年 12 月）」「土木請負工事必携（平成 29 年 12 月）」を下記のとおり改定しますので、通知します。

記

1 主な改定の内容

(1) 土木工事共通仕様書

- ①再生資源利用(促進)計画書(実施書)の作成
 - ・建設副産物情報交換システム(COBRIS)による作成を明記
- ②県内産品の使用
 - ・平成 30 年 3 月 7 日付け技企第 1335 号「「県内産品使用促進の取組要領」の改定について(通知)」に伴う、記載事項の変更

(2) 土木工事施工管理基準

- ①出来形管理基準
 - ・表現の適正化
- ②品質管理基準
 - ・セメントコンクリートの試験項目「配筋状態及びかぶり」「強度測定」について、試験区分を「その他」から「必須」に変更し摘要欄に対象工事を記載

(3) 土木請負工事必携

- ①「2. 工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 5 項の運用に係る様式等について」
 - ・平成 30 年 3 月 13 日付け契約管理課事務連絡「建設工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用に係る様式等の改正について(通知)」の反映
- ②「5. 提出書類の様式」
 - ・平成 30 年 3 月 7 日付け技企第 1335 号「「県内産品使用促進の取組要領」の改定について(通知)」に伴う、関連様式の変更
 - ・平成 30 年 3 月 15 日付け技企第 1363 号「週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領の改定について(通知)」に伴う、関連様式の変更
 - ・施工体制台帳に係る様式例として再下請人通知書を追加

2 送付文書

- (1) 新旧対照表
- (2) 改定箇所

3 適用する工事

設計図書単価適用年月日が平成 30 年 4 月 1 日以降の県土整備部所管の土木請負工事に適用。ただし、それ以前の工事においても受発注者間で協議し双方合意により適用可能とする。

4 問合せ先

県土整備部 県土企画局 技術企画課 技術管理班 TEL078-362-9287